The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	吐魯番出土文物研究会会報　第47号 ： 特集・吐魯番の歴史と文化III
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 47, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78857
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報　第４７号
１９９０年１０月１５日　特集・吐魯番の歴史と文化Ⅲ
吐魯番出土文物研究会

〈翻　訳〉

吐魯番の歴史と文化（Ⅲ）

栄　新　江　著
青木　茂・關尾史郎訳注

【第二節　高昌国の時期（紀元四六〇年～六四〇年）】

◆闞氏・張氏・馬氏政権と柔然・高車

柔然は蠕蠕、芮芮、あるいは茹茹などとも称され、匈奴・鮮卑のあとをうけて、モンゴル高原に興った一大遊牧民族である。彼らは中原を支配していた北魏王朝と干戈を交えながら、同時にその勢力を西域地方に伸長させていった。そのため吐魯番盆地はまっさきにその矢面に立たされることになった(1)。

吐魯番盆地では四三五年の前後に闞爽が自ら高昌太守の地位についたが(2)、柔然の支援なくして彼の政権はありえなかった。例えば四四二年、伊吾にあった唐契が部衆を率いて西方の高昌に攻め込んで来ると、柔然では直ちに部将の阿若に騎兵を率いて高昌の救援に向かわせている。またこの年九月に高昌が沮渠無諱に攻め取られると、闞爽は北方の柔然に落ち延びて行った。こうしてできた沮渠氏の大涼国も一度は柔然と結んで車師前王国を攻め滅ぼしたものの、一〇年後には、その柔然によって滅ぼされてしまう。四六〇年、大涼国を滅ぼした柔然は闞伯周を高昌王に擁立した。この闞伯周は闞爽の後裔と思われ、その即位によって、吐魯番盆地は高昌国の時代に入ることになるのである。ただしこの闞氏高昌国は基本的に柔然の傀儡政権にすぎず、闞伯周とその子である闞義成や闞首帰らは、いずれも柔然の受羅部真可汗予成の永康なる元号を奉用せざるをえなかった。この事実は、永康五（四七〇）年に書写された『妙法蓮華経』(3)や永康十七（四八二）年の残文書(4)などが吐魯番で出土していることから明らかである。

高車は柔然の北方にあった一遊牧民族で、最初は柔然に服属していた。ところが四八五年に柔然の可汗予成が亡くなり、その子豆崙可汗の時代になって柔然の国力が衰えると、高車族の副伏羅部はこの機に乗じて四八七年に反旗をひるがえし、西遷して吐魯番盆地の西北方に至り、ここに高車国を建てた。高昌にあった闞氏はこれによって柔然の支配から脱し、四八九年に建初という独自の元号を立てたと思われる。その証拠に吐魯番の哈拉和卓の古墓から出土した文書のなかに、「建初二（四九〇）年庚午歳功曹書佐奏文」(5)なる文書がある。しかし高昌国の独立はほんの一瞬のできごとにすぎなかった。高車がたちまちかつての柔然にとって代わることになったからである。四九一年、高車王の阿伏至羅は闞首帰の兄弟を殺害し、かわりに敦煌の人、張孟明を高昌王に擁立した(6)。

しかし張氏の支配はほんの数年間をもって終わりを告げた。王は国人の殺すところとなり、かわって馬儒が高昌王に立てられた。彼は高昌国が絶えず高車の圧迫を受けていたのにかんがみ、四九七年に北魏に使者を派遣し、国を挙げて北魏の領域内に移住できるように要請するに至った。しかしこのことが高昌の旧人たちの不満を引き起こしてしまう。ほどなくして彼らは馬儒を殺し、新たに麴嘉を高昌王に立てた。これより吐魯番盆地では麴氏高昌国による支配が始まることになる。

◆麹氏高昌国

麹氏高昌国は絶えず北方の遊牧民族の侵略と国人の反抗に直面していたが、動揺を繰り返しつつも一三九年間にわたって命脈を保った[7]。麹氏の王統については研究者たちの多年にわたる尽力によって、現在までに大筋についてはほぼ明らかになっている（下表、参照）[8]。

代	王　　名	在位期間（元号／西暦）	年　数	備　　考
1	麹　　嘉	承平（1～8）／ 502～509	24	
		義熙（1～16）／ 510～525		
2	麹　　光	甘露（1～5）／ 526～530	5	
3	麹　　堅	章和（1～18）／ 531～548	18	
4	麹　玄　喜	永平（1～2）／ 549～550	2	
5	麹　□　□	和平（1～4）／ 551～554	4	
6	麹　寶　茂	建昌（1～6）／ 555～560	6	
7	麹　乾　固	延昌（1～41）／ 561～601	41	
8	麹　伯　雅	延和（1～12）／ 602～613	12	
×	□　□　□	義和（1～6）／ 614～619	6	政変の可能性、王名未詳
9	麹　文　泰	重光（1～4）／ 620～623	21	
		延壽（1～17）／ 624～640		
10	麹　智　盛	／ 640		

麹嘉が王位にあった時代も、依然として柔然や高車の圧迫を受けなければならなかったので、数度にわたって北魏に対して内地への移住を求めたが、ついにこの計画は成功をみることなく終った。六世紀中葉に柔然が突厥によって滅ぼされ、かわって突厥が漠北の覇者になると、高昌国は突厥に臣従することになった。また七世紀初めに突厥の勢力が一旦衰えると、今度は鉄勒に従属することになるが、その一方では、隋朝とも好みを通じて積極的に漢化を推進した。けれどもこの政策が国内の不満を引き起こし、政変が発生することになる。政変の主謀者はときの国王麹伯雅を追放し、「義和」という元号を制定して、六年間にわたって政権を維持した。しかし高昌の大族張氏の助力を得た麹氏の王室はようやく叛乱を平定し、再び高昌国の支配者の座に返り咲くことになる[9]。ちょうどその頃中原では唐が建国されたが、国王麹文泰はその脅威を感じ、天山北部にあった西突厥と連合してこれに敵対した。しかし最後は六四〇年に唐に滅ぼされてしまい[10]、ここに高昌国はその幕を閉じたのであった。

近代における考古学の成果、わけても解放以後の新疆の考古研究者たちによる阿斯塔那、哈拉和卓における絶ゆまぬ努力の結果、現在では麹氏高昌国に対する認識はひじょうに豊かになり、麹氏高昌国の諸側面は細部に至るまで明らかになってきた。したがって読者の皆さんが高昌国の故地を旅行されば、歴史のドラマを充分に堪能することができるであろう。

その国号からもわかるように、麹氏高昌国の都城は高昌、すなわち今日の高昌故城である。五胡十六国時代の高昌郡が高昌国都に発展したものだが、高昌城は既にそれだけの規模を有していた。高昌城の北方に広がる公共の墓地（阿斯塔那・哈拉和卓古墓群）から出土した文書からわかることだが、高昌城中には当時、少なくとも四つの坊があった。これらはその位置により、それぞれ東南坊、西南坊、東北坊、および西北坊と呼ばれていた[11]。また高昌城の城壁には、四面全てに城門が設けられていたが、文書のなかに七つの城門の名称が残っている。すなわち東面の青陽門と建陽門、西面の金

章門と金福門、北面の玄徳門と武城門、南面の横城門などである[12]。興味深いのは、これらの城門の名称が、漢・魏・晋・北魏の洛陽城や、五胡十六国時代の姑臧（武威）城の城門の名称と一致することである。高昌城の城門が、中原文化の影響のもとに、五行学説に依拠して命名されたことは明らかである。

地方行政制度の面においても、麹氏高昌国はかつての高昌郡の基礎の上に、やはり中原と同じような郡県制を採用した。しかし中原や河西から陸続と吐魯番盆地に移入して来る諸々の大姓士族を取り込むために、次々に郡県を設置したので、やがて乱立状態におちいった。現在その存在がわかっているものだけでも郡が四つ、県は二一にも上っており、これらが相次いで盆地の各地に出現したのである[13]。これらの郡県は、その城址が今に至るまで残存しているものもあるが、わずかにおおよその位置を示すことができるにすぎないものもある。ここではとりあえず各郡県について概観しておきたい。

高昌城の北方１０㌔前後のところには新興県と寧戎県があった。それぞれ大体現在の勝金(Singim)と勝金口(Singim-aghiz)に当たる。この両県は高昌城北方の障屏であり、二つの山の入り口を固めていた。寧戎県の北の寧戎谷（現在の木頭溝）は高昌の一大仏教聖地であって、谷あいの寧戎寺は現在の伯孜克里克千仏洞であり、この当時から開鑿が始められたものである[14]。高昌城を出て東方に１０㌔ばかり行ったところが酒泉県城に当たるが、これは現在の洋海（Yankhi）付近であろう。洋海北方の吐峪溝郷は高寧県治に当たると推測される。現在の魯克沁(Lukchun) は田地郡、田地県の治所で[15]、ここは五胡十六国時代より高昌城に次ぐ大城の一つになっており、麹氏高昌国では王子を田地公に封じてこの地を鎮守させた。今なお残る城牆の残骸は、その昔日の栄光を偲ばせるものがる。魯克沁と斯爾克普（Sir-kip)の間には、威神県があったと思われる。斯爾克普北方の連木沁（Lamjin）はその音から判断して臨川県の県治だったといえよう。高昌国の東北部の政治・軍事の中心である横截郡と横截県治は、現在の漢墩（Khando）に当たると思われる。横截郡の太守のポストは長期にわたって王族の麹氏の独占するところであった[16]。この地が高昌国においていかに重要な地であったかわかろうというものである。高昌国の東部の門戸は白芀（ji）県である。ここは東鎮城とも呼ばれた高昌国東部の要地であったが、これこそ現在の鄯善県治（Pichan）に当たる。

高昌国の西半分は、南北両地区に大別することができる。南部は南平郡を中心とする地区であるが、近年吐魯番県城の南方約７．５㌔の地点で発見された墓誌が示すところによれば[17]、南平郡、南平県治は現在の工尚（Gunshang）古城遺址に相当する。その東方の譲歩城（Lampu)は柳婆県治、また西方の克拉克城（Paka-buluk）は安昌県治であろう。ここからまた西に向かっては、布干土拉(Bogen-tura)には無半県が、また窩額梯木（Oi-tam）には始昌県が置かれていた。始昌県は現在の托克遜県治（高昌国時代の篤進城であろう）から西方１０㌔の地点にある。高昌国の末期、玄奘はインドに赴く際、これらの城を経て高昌城から焉耆に向かったのである。

盆地の西北地区の中心は、かつて車師前王国の首都だった交河城であり、高昌国はここに交河郡と交河県を設置した。すなわち現在の交河故城である。交河郡はまた鎮西府とも呼ばれ、高昌国西部の最も重要な城鎮で、東部の田地郡と同じように、王子が交河公と称して自ら鎮守していた。交河城の東方１０㌔には安楽県城があったが[18]、現在の吐魯番県の東方約２㌔の蘇公塔の東にある古城址がそれである。ここに残っている建築址は交河城の古い建築遺物と構造がよく似ている。永安県城はこの安楽県の南方、現在の紅旗人民公社の先鋒三大隊一帯であろう。また安楽故城の北方にある葡萄溝（Bulayia)は洿林県の所在地であろう。ここで産出される皮が薄く美味の葡萄は、この時代、南朝の梁にまでその名が聞こえていた[19]。交河城南方の也木什（Yamshi）は鹽城県治に当たる。龍泉県はその名称から判断するに泉水が合流する場所だったはずで、現在の馬勒恰の西約５㌔の地点か、もしくはさらにその北の夏普吐勒克（Shafltlluk）であろう。永昌県の位置については、まだはっきりと

決めかねるが、出土文物のなかに、高昌城から人を「永昌谷」に派遣したという記述がある[20]。これは、永昌県が高昌国北部のとある山谷付近にあったことを示していよう。

高昌国の四つの郡と二一の県は、おおよそ高昌城を中心として四つの区域に分けることができる。東北は横截郡城を中心とする区域、東南は田地郡城を中心とする区域、西北は交河郡城を中心とする区域、そして西南地区は南平郡城を中心とする区域である。また高昌国の境域は、東は現在の鄯善県、西は托克遜県、北は火焔山[21]、南は艾丁湖をそれぞれ境界とするものであった。麴氏高昌国時代には、吐魯番盆地のオアシスはどこも十分に開発が進められており[22]、多くの中原や河西の大族がこの地に移住して来て地方の行政権を掌握し[23]、中原と類似の門閥社会を形成するに至ったのである[24]。

【訳　注】

（１）　本項全体に関わるものとして、「墓塼考釈」Ⅲがある。ついて参照されたい。

（２）　闞爽政権の動向と性格については、白須淨眞「高昌・闞爽政権と縁禾・建平紀年文書」(『東洋史研究』第四五巻第一号、一九八六年）、關尾「「建平」の結末－『吐魯番出土文書』劄記（四）－」（『新潟史学』第一九、二五号、一九八六、九〇年）、参照。

（３）　「蠕蠕永康五年寫經殘巻」（『新疆訪古録』巻一、所収）。

（４）　「高昌永康十七（四八二）年三月殘文書」（75TKM90:27/1(a),27/3(a)〈録〉『文書』Ⅱ、四頁）。

（５）　「西凉建初二（四〇六？）年九月功曹書佐左謙奏爲以散翟定□補西部平水事」（75TKM88:1(a)〈録〉『文書』Ⅰ、一七九頁）。ただし『文書』は、一八〇頁注釋（一）において、これが干支から四九〇年に比定され、闞首歸の元号である可能性が高いことも指摘している。したがって四九〇年という西暦比定はほぼ動かしがたいと思われるが、肝心のこの当時の高昌国の主権者については、町田隆吉「五世紀吐魯番盆地における灌漑をめぐって－吐魯番出土文書の初歩的考察－」（中国水利史研究会編『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』国書刊行会、一九八四年）がまとめているように、帰一をみていない。栄氏の闞氏説は『文書』のそれと同じ根拠を有するものと思われるが、むしろ「墓塼考釈」Ⅲが提示した張氏説を支持したい。詳細は、「墓塼考釈」Ⅲ、一五八～一六四頁、参照。

（６）　註（５）とも関連するが、張氏高昌国の成立（闞氏高昌国の滅亡）年次については、「墓塼考釈」Ⅲに従って四八八年とすべきであろう。

（７）　栄氏は五〇二年から六四〇年までの足かけ一三九年間と考えているようである。これは承平というこの国最初の元号の元年が五〇二年に比定できることが根拠になっているようだが、即位と改元が同時に行なわれたという確証はなく、むしろ逾年改元の可能性が充分に考えられる。また伝国年数とした場合、義和の政変の首謀者が王位にあった六年間をこれに算入しない考え方もある。呉震「麴氏高昌国史索隠－従張雄夫婦墓志談起－」（『文物』一九八一年第一期）、白須淨眞「高昌王・麴嘉の即位年次について－呉震氏の新説をめぐって－」（『小野勝年博士頌壽記念東方學論集』龍谷大学東洋史学研究会、一九八二年）、参照。

（８）　王室麴氏の世系については、佐藤智水「麴氏高昌国の王統について」（『月刊シルクロード』第五巻第五号、一九七九年）、池田温「高昌三碑略考」（『三上次男博士喜寿記念論文集』歴史編、平凡社、一九八五年）、参照。

（９）　政変後の王について、栄氏は通説に従って麴文泰としているが、呉、前掲「麴氏高昌国索隠」は、麴伯雅が王位に復帰して重光なる元号を制定・使用したとしており、唐長孺「新出吐魯番文書発掘整理経過及文書簡介」（同氏『山居存稿』北京　中華書局、一九八九年）もこれを支持している。この呉震氏の新説は、「奏聞奉信」印や「虔恭上啓」印の使用状況からみて

も首肯されるように思われる（關尾「高昌文書にみえる官印について－『吐魯番出土文書』劄記（九）－」〈三〉〈本誌第四四号〉、参照）。

(10)　高昌国末期の対外関係と高昌国の崩壊については、『高昌国史』、第三章、参照。またこれとは視点が異なるが、近年のもとしては、王謨「唐太宗平定高昌的歴史意義」（『歴史研究』一九七九年第四期）がある。

(11)　高昌城内の坊については、張廣達「唐滅高昌国的西州形勢」（『東洋文化』第六八号、一九八八年〈これについては、本誌第四五号に紹介がある〉）、参照。

(12)　高昌城の城門については、鄭炳林「高昌城諸門考」（『蘭州大学学報』一九八五年第四期）、参照。

(13)　高昌国の郡県とその所在については、『高昌国史』、第四章、荒川正晴「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって－主としてトゥルファン出土資料による－」（『史学雑誌』第九五編第三号、一九八六年）などのほか、中国でも鄭炳林「高昌王国行政地理区画初探」（『西北史地』一九八五年第二期）、侯燦「麹氏高昌王国郡県城考述」（『中国史研究』一九八六年第一期）、および銭伯泉「高昌国郡県城鎮建置及其地望考実」（『新疆大学学報』一九八八年第二期〈本誌第三七号の紹介、参照〉）など豊かな成果が得られている。ただしこれらには栄氏の所説も含め、相互に出入があるので比較対照する必要がある。

(14)　伯孜克里克（ベゼクリク）千仏洞の開鑿年代については、閻文儒「新疆天山以南的石窟」（『新疆考古』、所収）、柳洪亮「柏孜柯里克石窟年代試探－根拠回鶻供養人像対洞窟的断代分期－」（『敦煌研究』一九八六年第三期）、参照。柳氏によれば、一九八〇年にこの地から五五九（建昌五）年の題記をもつ『妙法蓮華經』観世音菩薩普門品の残巻が出土したとのことである。

(15)　栄氏は田地、横截、南平、および交河の四郡については、郡のもとに同名の県が設置されたと考えているようだが、田地以下の四県の存在は確認されていない。しかも『高昌国史』第四章の提起をふまえて荒川、前掲「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」が明快に論じたように、麹氏高昌国時代の郡と県には統属関係が存在していなかったのであり、このことも考慮すれば、かかる県は設置されていなかったとすべきである。したがって県の数は一七ということになろう。

(16)　荒川、前掲「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」、五九頁表（８）、参照。

(17)　一九七九年一月に吐魯番県五星公社で出土した「唐永徽五（六五四）年十月令狐氏墓志」（吐魯番地区文管所所蔵）のことである。この墓志の写真や録文など詳細については、柳洪亮「唐天山県南平郷令狐氏墓志考釈」（『文物』一九八四年第五期）、新疆吐魯番地区文管所「高昌墓磚拾遺」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第三輯、北京北京大学出版社、一九八六年）、参照。

(18)　安楽城については、李徴氏に「安楽城考」（『中国史研究』一九八六年第一期）なる専論がある。

(19)　『梁四公記』（『太平広記』巻八一異人梁四公、所引）に、「高昌国遣使貢鹽二顆、顆如大斗、乾蒲桃・刺蜜・凍酒・白麦麺、王公士庶皆不之識。（中略）（武）帝問杰公群物之異、対曰、南焼羊山鹽文理粗、北焼羊山鹽文理密。月望収之者、明徹如冰、以氈稾煮之可験。蒲桃洿林者、皮薄味美、無半者、皮厚味苦」とある。この記事については、王素・李方「《梁四公記》所載高昌経済地理資料及其相関問題」（『中国史研究』一九八四年第四期）、参照。

(20)　「高昌延壽十四（六三七）年兵部差人往青陽門等處上現文書」（72TAM171:19(a),9(a),8(a)11(a)〈録〉『文書』Ⅳ、一二八頁以下）。なおこの文書は、表題にもあるごとく城門の名称

が頻出しているが、それと同時に「奏聞奉信」印が捺された数少ない文書のうちのひとつでもある。

(21)　寧戎、新興、臨川、および横截などは明らかに火焔山の北麓に位置しているので、この栄氏の説明は納得できない。なにかの誤りではないだろうか。麴氏高昌国時代に入ってから、これれら火焔山の北麓一帯にも開発の波が及んだと考えられることは、かつて次註に上げた小論で述べたとおりである。

(22)　麴氏高昌国時代における開発の様相については、關尾「高昌国における田土をめぐる覚書－『吐魯番出土文書』劄記（三）－」（『中国水利史研究』第一四号、一九八四年）、参照。

(23)　麴氏高昌国の郡県制の特殊性については、既に荒川、前掲「麴氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」が指摘するところだが、一歩進んで、そもそも「地方の行政権」（原文は「地方上的行政権」）なる範疇自体が妥当であるかさえ疑わしいところである。それほどまでにこの国の郡県制、さらには地方支配は、中国と比較する限りでは特殊な形態を有していたのである。なお詳細については、關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」（四）（『人文科学研究』第七九輯、掲載予定）を参照されたい。

(24)　麴氏高昌国時代に門閥社会の存在を想定したのは、白須淨眞「高昌門閥社会の研究－張氏を通じてみたその構造の一端－」（『史学雑誌』第八八編第一号、一九七九年）であり、栄氏の記述にも白須氏のこの所説や、吐魯番文書整理小組・新疆維吾爾自治区博物館「吐魯番晋 ―唐墓葬出土文書概述」（『新疆考古』、所収）の「門閥集団」・「門閥制度」なる規定が与かっているものと思われる。たしかに白須氏が明確に指摘されたように、国都とそれ以外の諸城に所属する官人とでは、官位と官歴に明確な差別があったことは疑いない。しかしその一方で官位が婚姻のような王権との私的な関係によって規定されていたと思われること、官人であっても、「俗」として庶民と一括され、諸税の納入義務が課せられていたことなども軽視すべきではないと考える。

■「吐魯番文書にみえる四・五世紀の元号再論」の附記

先に本誌第二三、三三、および四三号誌上において、上記の表題のもとに、侯燦氏（新疆師範大学歴史系）の「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」（『南都学壇』一九八八年第四期〈その後、同氏『高昌楼蘭研究論集』烏魯木斉　新疆人民出版社、一九九〇年、所収〉）について私見を述べる機会がありましたが、第四三号の発行直後、『新疆文物』一九八九年第四期誌上に、侯燦氏の「四－六世紀高昌奉行年号再探」なる論稿が掲載されていることを知りました。先ずこの論稿の存在を知らなかった不明を著者の侯燦氏と読者の方々にお詫びしたいと思います。しかし早速一読してみたところ、この論稿は前年に公表された「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」と表題を異にしているだけで、本文、註、および付表はもちろん、章節の見出しまでも全く等しいことがわかりました。したがって、あらためて私見を述べる必要は認められないと判断しました。この点を附記して、侯燦氏と読者の方々のご理解をいただきたいと思います。　（關尾）

事務局（連絡先）　〒182 東京都調布市国領町５－19－14
荒　川　正　晴　方　　TEL　0424(81)4633
吐魯番出土文物研究会（The Research Society for Turfan Relics）